經濟論叢 毎月一日發行
第四十九卷第二號 昭和十四年八月一日發行
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第四十九卷 第二號

昭和十四年八月

論叢

近世初期の經濟思想……經濟學博士 本庄榮治郎

利子動態說について……文學博士 高田保馬

社會問題と國民的性格……經濟學博士 石川興二

時論

小賣免許制の諸問題……經濟學博士 谷口吉彥

研究

貨幣數量說の動學化としての期間分析……經濟學士 青山秀夫

英國の相續稅……經濟學士 三谷道鷹

說苑

京都信用保證協會の設立……經濟學士 田杉競

北京民衆の家計……經濟學士 菊田太郎

附錄

彙報

外國雜誌論題

（禁轉載）

第四十九卷　三一四　第二號　五〇

時論

小賣免許制の諸問題

谷口吉彦

目次

一　免許制か許可制か認可制か
二　小賣免許制の理論的根據
三　小賣統制策としての免許制
四　免許制に對する反對論
五　小賣免許制の範圍
六　小賣免許制に對する除外例
七　免許資格の問題
八　免許制と商業從業員の問題
九　小賣免許制の主體と客體
一〇　結論

一　免許制か許可制か認可制か

小賣免許制を吾國にも近く實施せんとする議おこり、關係當局において目下その審議を進められつゝあるやに傳へられる。この問題は理論的の問題としても、從來の自由主義經濟の下において、原則的に認められてゐた謂はゆる營業自由の原則に對して、之に或程度の制限を加へんとするものであるから、一つの理論上の根本問題を提供するものであり、また實際的の問題としても、現實の經濟界に與ふる影響は相當に重大であつて、ことに商業政策上の見地よりすれば、一つの劃期的な一大轉換と言へる程に、重要な問題であると思はれる。この機會に

おいて之に關する諸問題につき、純然たる一個の私見として、一應の考察を加へて見たいと思ふ。

まづ最初に小賣免許制とは何か、言ふまでもなく小賣商業を營まんとする場合に、國家の免許を必要とする制度に外ならないが、その意味內容を明らかにするためには、この制度と類似の內容を有する小賣許可制ならびに小賣認可制と、之とを對照せしむる必要がある。むろん茲では免許と許可と認可との法律的意義を詮議せんとするのではない。その經濟的意義において實質的に如何なる區別を認め得るかを問題とするに過ぎない。

第一に、小賣許可制は現に今日ドイツにおいて實施されつゝある制度である。[1] この許可制の前提には、すべての小賣營業に對する一般的禁止が豫想されてゐる。ドイツにおいては、一應すべての小賣營業の新規開業に對して、何人に限らず何業に限らず、すべて一般的に之を禁止するといふ見解をとつて、然る後に特定の條件を有する者のみに、例外的にこの禁止を解除して營業を許可することゝなつてゐる。これが卽ち一般に許可制なるものゝ經濟的意義である。

吾國においても亦ドイツにおけると同じく、小賣許可制を實施すべきであるとの意見も散見するが、私見は之に贊成しない。ドイツにはドイツ特有の事情があつて、中小商業問題とは別に、人種問題の如きも重要な要素となつてゐると傳へられ、また世界恐慌の當時において之が對策の一つとして採られたものであるから、許可制にもそれ相當の理由の存することゝ思はれるが、吾國において一般的禁止の前提を採用するが如きは餘りに極端である。從來の一般的自由から一足飛びに一般的禁止に移るが如きは、いかに戰時とは言へ餘りにも飛躍的であると考へられるからである。

1) 內池廉吉・深見義一著『小賣商許可制の研究』。

第二に、然らば吾國では小賣認可制を採用すべきであるか、一般に認可制は前の許可制とは反對に、その前提として一般的許容が認められてゐる。何人も一般的に認められてはゐるが、たゞ特定の失格者にだけは例外として許され得ない。一般普通のものならば、殆んど無條件に營業を認可される制度である。營業自由の一般原則は此の場合も認められてゐるが、たゞ自由に放任するのではなく、特定の例外者だけは之を除外するために、一應の認可屆を出さしむるものである。そこで新たに採用さるべき吾國の制度としては、私見では認可制度では餘りに廣きに失し自由に失して、後に述ぶるが如き、この制度に期待さるゝ效果を發揮することは困難と思はれる。認可制度ではたゞ特定の消極的條件を有する例外者だけを制限するに止まり、積極的條件をその資格とすることは出來ないからである。

そこで第三に、吾國の制度としては小賣免許制を採用すべきであらう。免許制は前の許可制と認可制との兩極端を避けて、その中庸を採らんとするものである。卽ち小賣營業を一般に禁止するものでもなく、また之を一般に許容するものでもなく、一定の資格を有するものに限つて、一定の條件の下に、之を免許せんとするものである。如何なる資格と條件とを必要とするかは姑らく後の問題として、兎もかく一定の制限の下に、特定の適格者にのみ、小賣營業を免許せんとする免許制こそ、今日の吾國の現狀より見て、最も妥當なる制度ではないかと思ふ。蓋し自由經濟の下に、今日まで營業自由の原則の行はれてゐた吾國において、直ちに一般的禁止を前提とする許可制を布かんとするは餘りに過激であり、今日の統制經濟に卽應する制度を採るべきものと思はれるからである。

二　小賣免許制の理論的根據

吾國における小賣免許制の問題は、今日に始まつたものではなく、すでに早くより問題として提起せられ、ことに小賣業者またはその團體によりて、早くより主張せられ且つ熱心に要望されて來た問題である。併しながら何故に小賣免許制を必要とするかの理論的根據または社會的・客觀的理由は、必ずしも從來も明白にされてゐるわけではなく、また必ずしも確定されてゐるわけではない。われ〳〵は先づ最も根本的の問題として此の點を明確にせねばならぬ。これは必ずしも理論的・抽象的の問題ではない。如何なる社會的根據から之を實施するかによつて、著しくこの制度の實質的內容を異にするに至るからである。從來この制度の主張され要望された根據として、およそ次の如きものが考へられる。

第一は、小賣救濟策としての免許制である。小賣店窮迫の聲はすでに久しき問題であり、世界戰爭後の永續的不況ことに昭和五・六年の世界恐慌は、吾國では解禁恐慌を伴つて、一般產業界の沈滯甚だしく、加ふるに百貨店・產業組合の進出による打擊を蒙り、小賣店の窮狀は文字通りに慘憺たるものがあつた。然るに一般產業界にあつては、不況または恐慌時代において業者の數は整理せられて減少し、またはカルテルその他の組織を作つて相互間の競爭を制限するものであるが、小賣業にあつては却つて反對に、不況または恐慌時代には他業者の轉來を迎へてその數を增加する。[1] また同業者間の協定は不況時代において却つて破棄せられて、相互に自殺的競爭を續けて共倒れとなる傾向が强い。そこで斯くの如き小賣店の窮狀を打開する一つの方法として、小賣免許制の如

1) 拙稿『人口吸收層としての商業階級』雜誌『商業組合』(第二卷、第四號)。

きを制定して、徒らに他業者より轉來して同業者を過剰ならしむる弊を防がんとするのが、この論者の根據とする所である。なるほどそこには相當の根據のあることを否定することは出來ない。

併しながら小賣店の窮迫は、昭和五・六・七年を底として次第に緩和されて來た。今日といへどもまだ一般的には十分な繁榮狀態にあるわけではなく、殊に物資統制の影響を受ける小賣店にあつては、決して窮狀緩和といひ得ないものもあるが、併し全國的・一般的に見て、數年前の窮狀に比すれば今日は著しく緩和されて來たことは事實である。この點において小賣救濟策としての免許制は、少くとも數年前に比すれば、その社會的根據を著しく弱めて來た。ことに今日の吾國は、謂はゆる戰時體制の進行中にあつて、すべての國民は大なり小なりの犧牲を拂つて、滅私奉公の誠を致さねばならぬ時代であるから、この時代において多少はたとひ窮迫狀態にあつたとしても、聲を大にして國家の救濟を要求すべき時代ではない。以上の二つの理由から、吾々は若しも小賣救濟の立場から免許制を要求するのならば、之に贊成することは出來ない。今日かゝる根據から小賣免許制を主張しては恐らく社會の支持と同情とを得ることは困難であらう。

第二は、小賣制限策としての免許制である。むろん前論と同じく小賣業者の立場に立つものであり、また小賣救濟策と密接に關聯するものではあるが、小賣免許制は小賣店の數を制限することによつて、その窮狀を打開せんとするものであると主張する。この主張の前提には、小賣店は過剰である。そしてこの過剰が窮迫の原因であるといふ考へが横たはつてゐる。なるほど小賣店の過剰は、今日では殆んど疑ひなき事實として、常識的に認容されてゐる。吾々もまた必ずしも之を否定せんとするものではないが、併し小賣店過剰は必ずしも吾國に限られ

た事實ではなく、歐羅巴諸國においても相當に過剰な樣である。或は小賣店の如きは、寧ろその過剰なのが常態であるのかも知れない。假りにその過剰が事實であつたとしても、之を立證する客觀的根據に乏しい。從來これを立證する根據として、或は一店當りの世帶數をもつてし、或は一店當りの平均賣上高をもつてする說も行はれてゐるが、併し吾國の小賣店には種々の意味の副業[2]として營まるゝものも少なからず。小賣店過剰が果して一般的の事實であるか、また假りにそれが事實であるとしても、果してそれが小賣店窮迫の重要な原因であるか、吾々は此の點にまだ十分の確信を有たないものである。

それ故に吾々は若しも小賣免許制が小賣制限の立場から主張さるゝならば、之に對しても遽かに贊意を表することは出來ない。その客觀的根據に對して十分の確信を有ち得ないのみならず、假りに小賣店過剰が事實であるとしても、之を法令によつて制限することは、小賣業者の立場においては兎も角、一般消費者または國民經濟全體の立場においては、之を認めることは出來ない。なるほど免許制を實施した結果としては、或は數の制限となるかも知れない。併し反對にまた却つて數の增加となる場合もあるかも知れない。併しその數の增減は、どこまでも免許制の結果として現はれる事實であつて、それを目的または根據として實施すべきではない。今日の場合に小賣業者が徒らに自己の利益の立場に捉はれて、數の制限の如きを强く主張するならば、折角の免許制も却つて國民の同情を失ふ危險がある。

三　小賣統制策としての免許制

2)　拙著『配給組織論』第四篇參照。

小賣免許制の根據としての小賣救濟策および小賣制限策の立場は、何れも小賣業者の利益を代表するものとして、從來から強く主張されて來た所である。なるほど業者の立場においては、この根據も全く理由なきことではない。併しながら吾々がこゝに小賣免許制を檢討するに當つては、必ずしも業者の立場にのみ捉はれてはならない。國家の法制は國家全體の利益の立場において、檢討され批判さるべきであつて、無論その法制が業者に對して如何なる影響を及ぼすべきかに就いては、十分の考慮と檢討を加ふべきではあるが、併しそれは業者の立場において立法するのとは全く別である。吾々が是まで業者の主張する小賣免許制に對して、比較的に消極的の考へを有つてゐたのは、かくの如き理由によるものであるが、併し今日に至つては、吾々はまた全く別の根據から、小賣免許制を強く主張せんとするものである。

吾々の根據とする所は、今日の統制經濟に卽應して、小賣統制策の一つとして、小賣免許制を實施せねばならぬと言ふにある。ことに今日の戰時統制經濟の急速に進展しつゝある場合に、小賣商業のみが依然として自由經濟の原則の下に營業自由を固執しうる筈はない。營業自由の原則の下に從來の混亂狀態を續けては、小賣商業そのものとしても、時勢の進運に取り殘されて戰時國策に卽應し得ず、結局は、その衰運を招かねばならぬであらう。

併しながら吾々は寧ろ國家の戰時統制經濟の立場から、その運行を支障なく有效に遂行するために、小賣商業の統制を實行する手段として、小賣免許制を主張するものである。むろん小賣免許制のみをもつて、小賣統制が實現されるといふわけではない。けれども小賣統制を實現するためには、何よりもまづ小賣免許制を實施するこ

とが、その最も必要なる前提條件である。何故かと言ふに、

第一に、戰時における物資統制を徹底的に遂行するためには、結局は必要なる物資に對する消費統制にまで進まねばならぬが、物資の消費統制を徹底的に遂行するためには、消費者に對する直接の配給をなす小賣業を統制して、之に卽應するだけの組織を作りあげねばならぬ。元來小賣に限らず、統制經濟を進めるために必要な前提條件は何よりも先づ當業者の鞏固な組織化を完成するにある。吾國の統制經濟が未だ十分な成果をあげ得ないとすれば、その原因の一つは當業者の未組織といふ點に求めねばならぬ。吾々は斯かる考へから、統制經濟の完全なる遂行のためには、すべての業者の强力な組織化すなはち强制設置と强制加入を原則とする全國すべての業者の組織化を必要と考へるものである。これは小賣業者に對しても同樣であつて、理想的な目標は全國小賣業者の組織化にあるが、その前提としては小賣免許制を必要とする。蓋し今日の如く小賣業者が任意に自由に、その開業移轉擴張が出來ては、之を組織化することは困難であり、かりに組織化したとしても決して鞏固な組織とはなり得ないからである。

第二に、戰時の物價統制を徹底せしめ、公定價格制を擴充して、之を勵行せしむるためにも、小賣免許制を前提的に必要とする。蓋し今日の如き自由營業の下では、理論的には何處に如何なる小賣店が存在するかさへも、嚴密には知り得ないわけである。從つて例へば小賣公定價格の勵行を取締るに當つても、たゞ經濟警察の力によつて現實に小賣店を發見するより外に方法がない。この狀態では如何に公定價格制を擴充したところで、その十分な成果をあげることは困難である。これが徹底的强化を期するためにも、當業者の組織化を必要とし、また之

が勵行と取締を徹底せしむるためにも、小賣免許制を前提的に必要とする。

第三に、物資統制にせよ物價統制にせよ、從來の自由經濟の下に營業し來つた今日の當業者に向つて、之を實施するに當つては、必ずや多數の違反者を出すことは已むを得ない。これは言はゞ過渡的の現象であつて、當業者が統制經濟に慣るゝに從つて、次第に減退するであらうけれども、併し現實には尙ほ輕視すべからざる重要問題である。むろん惡意による惡質の違反にあらざる限りは、徒らに嚴罰をもつて之に臨むことは、なるべく避けねばならぬことではあるけれども、併し業者の中には、その制裁規定の輕さに乘じて、最初からその制裁を蔑視して、違反行爲を重ぬるが如きものも無いではない、むろん小賣業者には斯くの如きは稀であつて、寧ろ卸賣・問屋または生產者の方に多い樣ではあるが、かゝる惡質の國策違反者に對しては國家の威信において嚴罰をもつて臨まねばならず、そのためには營業停止または營業取消を必要とする場合さへ起るのであるが、今日の法令的根據においてはそれは相當に困難である。然るに營業免許制の下においては、それは極めて容易に行はれ得べくこゝにもまた統制經濟の强化に伴ふ法令的整備としての免許制の根據がある。

かくの如く吾々は國家の立場において、卽ち戰時統制經濟の遂行に卽應する商業統制政策の一つとして、小賣免許制を主張するものであるが、併しこのことは必ずしも當業者の立場と矛盾するものではない、小賣免許制を實施した結果としては、恐らく相當にその數の制限となるであらうし、また小賣救濟の效果をあげることゝなるであらう。ことに小賣商業における從來の最大の弊害は、何等の經驗も知識もなくして、たゞ徒らに輕率に開業し、朝に開業しては夕に廢業するが如き泡沫商店が多數にあつて、これが眞面目なる業者を攪亂し、混亂せしむ

る狀態にある。これは小賣商業全體としても困り、その個人としても損失となり、國家全體としても一大損失であるから、免許制の實施によつて、斯くの如き無謀な開業を指導し監督することは、統制經濟時代における國家の責務でもある。かくして吾々は必ずしも小賣業者の利益のために之を主張するものではないが、その實質的の結果としては、恐らく業者の利益と一致する效果を見るであらうと思ふ。

四　免許制に對する反對論

小賣免許制に對する反對論は、今日必ずしも有力に明確に唱へられてゐるわけではないが、こゝではたゞ考へ得られる反對論を想定して、之に一應の檢討を加へておくことゝする。

第一に、營業自由の原則から理論的・抽象的に小賣免許制に、反對する論者は、數十年以前ならば兎も角、今日では恐らく一人もゐないであらうと思はれる。蓋し營業自由の原則の據つて立つ自由主義經濟は、現實にはすでに過去の存在となり、今日の現實は、人の好むと好まざるに拘らず、すでに明確に統制經濟の時代に入つてゐるからである。これは必ずしも吾國が戰時體制なるが故でない。すでに約二十年前より、統制經濟は一つの歷史的必然的をもつて今日まで進展し來つたものであり、同時にまた世界的一般性をもつて世界の諸國に進展しつゝあるからである。その根據は要するに自由主義經濟の行詰りにあつて、之をもつては國民經濟をこれ以上に發展せしむることは困難となつたからである。之を小賣商業について具體的に見ても、その放埒な自由開業が如何なる結果を、その個人の上に、その業界の上に、また國家全體の上に及ぼしつゝあるかは、前にも述べたる所であ

る。之を指導し監督して、今日の統制經濟に卽應せしめ、國家の進運に貢獻せしむるためには、もはや自由經濟や自由營業では不可能といふ所まで來てゐる。

第二に、社會政策の立場から小賣免許制に反對する說も考へられる。卽ち小賣店は普通には大なる資本も要せず、專門の知識または經驗も多くを要せず、極めて容易に開業せられ、また經營せられると考へられる所から、他の中小工業者その他の事業の失敗者が此處に顚落し來り、一應の足溜りを此處に求めることゝなる。從つて一般的に商業階級ことに小賣店は、增加人口の吸收層となり、[1] ことに不況または恐慌期における過剩人口または失業人口をこゝに收容することゝなるものであるが、いま小賣免許制を實施することによつて、この途を塞ぐに至る場合には、これは由々しき社會問題であり、他に適當なる社會政策または失業對策を講ずるでなければ、重要なる社會問題を惹起せざるを得ないと主張する。なるほど此の主張には確かに一つの根據がある。それ故に今かりに小賣免許制を昭和六・七年の恐慌時代に實施したとすれば、その社會的影響は決して輕視すべきではない。併しながら今日の段階は周知の如く之とは全く反對に、却つて社會は人の缺乏に苦惱しつゝある。從つて少くとも今日の段階においては、そのために何等の社會問題も失業問題も起りうる筈はない。この意味においても今日は免許制實施の絕好の機會と言へる。また之を永久の問題として考へても、かくの如く失業問題の解決をかゝる自由放任政策に待つが如きは、今日の段階においては、もはや許され得ないことであつて、之は別に適當なる社會政策または失業對策によつて解決さるべき問題である。

小賣免許制は前にも論ずる如く徒らに小賣店の數を制限せんとするものではない。たゞ一定の資格と條件にお

1) 拙稿『人口吸收層としての商業階級』雜誌『商業組合』第二卷第四號。

いて之を免許せんとするに過ぎない。從つて將來たとへば傷痍軍人の救護政策を考ふるに當つても、免許制は却つて有效なる制度となりうるであらう。蓋し現在の如き自由開業制にあつては、特定の條件を具ふるものに對する優先的地位は、全く確保されてゐないからである。

第三に、消費者利益の立場から、小賣免許制に反對する主張は、免許制が小賣制限策として立案せらるゝ場合には、相當に強く現はれるかも知れない。蓋し消費者一般の利益または便利の點より見れば、小賣店はなるべく地域的に消費者に接近して、多數に存在する方が遙かに有利なるかに考へられるからである。今もし免許制によつて、小賣店の數が著しく制限せられ、その間の競爭が全く行はれざるに至らば、或は論者の言ふが如き弊害の生ずる危險もないとは言へない。併しながら吾々の主張する免許制は、必ずしも小賣制限策として考ふるものではなく、社會的要求に從つてその數を合理的に存在せしめんとするのであるから、消費者の合理的な要求ある場合には却つて之を增加せしむる場合さへあり得る筈である。また今日の如き自由營業制の下に小賣店の過剩に存在することは、必ずしも消費者の利益とは考へられない。蓋し小賣店の過剩な丈け一店當りの販賣數量は減少し從つて商品一個當りの利潤率を高めるでなければ、經營を續け得ないからである。また小賣店過剩より來る不正競爭の結果も、決して消費者の生活を合理的に安定せしむる所以ではない。要は小賣免許制の運用如何にあつて之を惡用して小賣業者の私利・私慾を貪る手段に墮せしめざる以上は、決して消費者の利便と矛盾するものではない。

第四に、小賣免許制の技術的困難を主張する論據も薄弱である。例へば小賣業者の過剩の程度は、業種により

地方により時代により異なるに拘らず、全般的の小賣免許制を布いて、全般的にその數を固定するは不可であると言ふ。併しながらかりに全般的の免許制を採つたとしても、その許否は業種により地方により時代により別々に判定せらるゝのであるから、かゝる困難は少しもない。全般的免許制にしろ部分的免許制にしろ、之によつて決して業者の數を固定せしめんとするものではない。また免許の主體を商業組合その他の業者團體において、一部壟斷者の私慾の手段たらしむべきものでもない。反對論者の中には、未だ小賣免許制の實質を十分に理解することなく、若しくは強いて之を曲解して最惡の狀態において之を想像し、強いてその缺陷を擧ぐるに急なるものもあるが、併し斯くの如きは言はゞ反對せんための反對であつて、何ら有力なる根據を有するものではない。最後に商業從業員の問題から反對するものもあるが、之に就ては後に論ずる如く吾々は全く反對の見解を有するものである。

五　小賣免許制の範圍

理論的・根本的には、吾々は寧ろ小賣に限らず、卸・問屋・輸出入商より更に一般生産者にまで及んで、廣く一般的なる營業免許制を主張するものである。蓋し今日の如き統制經濟の時代に入つては、商人に限らず總ての營業者をして、この國策に順應せしめ協力せしむるためには、自由經濟時代の遺物たる營業自由の原則の如きは何よりも先づ之を清算して、統制經濟の前提としての準備を整へねばならぬ。然るに吾國の如きは斯かる基礎的準備を整へることなくして、直ちに形式的の統制經濟に入つたが爲めに、今日いかに高價な犧牲を拂ひつゝある

ことか、統制經濟に伴ふ種々の摩擦や困難は、この點より來ることが極めて多い。例へば今日は輸出振興を最も必要とする時代であるが、根本的には輸出入商人または輸出產業家の免許制を前提とする業者の鞏固な組織と統制なくしては、今日の輸出振興は不可能に近い。何れにせよ戰時統制經濟の强化を圖り、戰後の統制經濟に備ふるためには、今日はすでに總ての業者の營業免許制につき考慮すべき時代に到來してゐると思はれる。

小賣免許制は右の一般的な營業免許制の一部または前驅として、今日では卽刻にも實施さるべきものである。論者或は一般的な營業免許制ならば、之に贊成しうるけれども、小賣だけを引離して實施することには贊成し得ないと言ふかも知れない。併しながら營業自由の弊害の最も深刻に曝露されてゐるのは、小賣業界であるから、まづこの部面より免許制を實施し、その實蹟を考慮しながら漸次に他の部面にまで漸進的に擴大しゆくことは、最も實際的に健實な行き方であつて、理論的・根本的には一般的な營業免許制を是認したとしても、實際的・行政的に直ちに之を實施せねばならぬといふ結論は出て來ない。現に從來とても實際の必要に應じて或種の小賣商には免許制をすでに實施しつゝある。小賣店營業のみを特に引離して、之に免許制を實施せんとする主張は、述べ來れる如く今日では有力なる客觀的根據を有するものである。

然らば一般的な營業免許制を限定して、工業的な生產業は一應これを除外し、商業的な總ての營業に免許制を實施しては如何、卽ち小賣商業に實施する位ならば、之を擴大して寧ろ卸商業・問屋商業・買集め商業から輸出入商業までも包含して、商業一般に通ずる免許制すなはち商業免許制を實施すべきではないかとの考へも起り得ないではない。すでに一般的な營業免許制を是認する吾々は、またこの種の商業免許制に反對する理由を有たな

い。併しながら實際問題として、今日すでに營業自由の弊に惱まされ即刻實施の必要に迫られてゐる部面は、小賣商業に外ならぬ。即ち前述する所と同樣の理由から、吾々は一般的な商業免許制を認めながらも、差當り當面の問題として小賣免許制を主張するものである。

次に然らばいよ〳〵小賣免許制を實施するとしても、之を小賣業一般を含む包括的の免許制とするか、または特定の業種を限つて免許制とするかは、議論の岐るゝ所である。吾々は寧ろ總括的な一般的免許制を主張するものであるが、併しかりに之を何等かの程度に制限するとせば、如何なる範圍に限定しうるか。

第一は、最も制限的な範圍に之を限定せんとせば、今日の謂はゆる統制物資の取扱商人の範圍に限るものである。之に物資統制の徹底を期する上に必要であり、一應の根據を有するものではあるが、併し原材料品としての統制物資が、消費財としての小賣物資となる場合には、極めて多數の種々雜多の商品となつてゐるから、また小賣商の特徵は種々雜多の原材料より成る各種の完成品を取扱ふ點にあるのであるから、實際問題として果して何れの小賣商が統制物資を取扱ひつゝあるかは、甚だ複雜にして必ずしも明確ではない。之を總て網羅するとせば恐らく大多數の小賣商を包含せしむることゝなるであらう。

第二は、稍々その範圍を擴大して、公定價格品の取扱者に之を限定せんとするものである。之は物價統制を徹底せしむる上に必要であり、十分の根據を有するものではあるが、併し公定價格品の範圍は必ずしも確定せるものにあらず、今後においてます〳〵その範圍を擴大せんとする傾向にあるから、免許制を此の範圍に限定しては公定價格品の擴大さるゝ毎に、之が實施の範圍をも擴大せねばならず、混亂を免れないであらう。のみならず公

定價格品の擴大さるゝと共に、殆んど大多數の小賣商は之に包含せられて、實質的には一般的なる免許制と大差なきに至るであらう。

第三は、免許制の範圍を重要物資の取扱業者に限定せんとするものである。何をもつて重要物資と見るべきかは、問題の岐るゝ所である。抽象的には戰時統制物資と生活必需品とを含むとしても、具體的に例へば生活必需品とは如何なる物資までを包含すべきかを決定することは容易でない。實際問題としては、主務大臣の指定したる業種に限定せねばならないが、特定の業種に限定することは、後に述ぶるが如き共通の弊害を免がれ得ない。

以上の三つは何れも小賣商の業種別によつてその範圍を限定せんとするものであるが、併し或る業種に免許制が布かれ、他の業種に自由制が殘されてゐる場合には、この殘されたる部面に殺到し來ることゝなり、結局は此の部面にもまた實施せざるを得ないことゝなるであらう。さきにも述ぶるが如く、部分的なる統制は却つて統制經濟の機能を破壞する危險が多い。この意味において吾々は寧ろ、業種別の範圍を限定することなく、一般的包括的な小賣免許制を主張するものである。

併しながら右の原則は必ずしも絶對的に何等の例外をも認めないと言ふわけではない。例外的な特殊の小賣業に對しては、之を除外せねばならぬ。そこでこの例外を如何なるものに就いて認むべきかゞ問題となる。

六　小賣免許制に對する除外例

第一に、地域的の適用範圍に限定を加へて、除外例を認むべきか否か、その最も大なる除外としては、例へば

商店法に於けるが如く適用地域を主務大臣の指定地域に限るべきか、全國一般とすべきか、換言せば都市地方に限るべきか、農山漁村にまでも適用すべきかの問題がある。今もし免許制をもつて、小賣商の過多を防止しその數を制限するために實施するものとせば、農山漁村にまでも之を適用する必要はないであらう。併しながら吾々の主張するが如く之を小賣統制策の一つとして實施せんとせば、物資統制や物價統制は農山漁村といへども之を徹底せしめねばならぬから、この意味の地域的例外を認むる理由はないと言はねばならぬ。

第二に、場所的の適用範圍にもまた種々の例外を認める必要があるか否か、例へば船車または興行物の內部における賣店、公用の店舗を有せざる社內賣店の如きは、實際上は當該母體の許可によるか、または母體自身の經營によるものであるから、前の場合と同じく小賣制限の意味ならば、免許制を必要としないであらう。併しながら小賣統制の意味よりせば、之に對しても除外を認むべき理由はない。たゞこの場合には母體において社內賣店を設置すべき免許を得ることを以つて足りるであらう。

第三に、零細小賣業たとへば街頭における新聞賣子・燒芋賣の如きは、その業態の性質上から、一々免許を得るに及ばないと思はれる。たゞ零細商業の範圍を、どの程度にまで認むべきかは問題であるが、行商の問題を姑らく後の問題とすれば、一般的には公開の店舗を有するか否かゞ此の場合における重要な區別となるであらう。

第四に、小賣免許制を物品販賣業に限るべきか、飲食店その他の接客業者にも適用すべきかは問題であるが、今もし物品販賣業のみに限るとすれば、營業自由の接客業者のみ徒らに增加する危險があり、之は社會風敎上より見るも喜ぶべきではない。われ〳〵は寧ろ之を廣く適用して、接客業者をも包含せしむべきであると考へる。

また百貨店・連鎖店の如き大規模小賣商をも免許制とすべきこと勿論である。現行の百貨店法においても免許制とはなつてゐるが、之はいま一段と強化されねばならぬ。

第五に、警察上の目的から今日すでに免許制の行はれてゐる古物商・藥種商の如きに對しては、之を除外すべきか否か、小賣免許制は經濟上の目的より實施せらるゝものであるから、警察上の目的よりする場合とは、その間に自ら標準上の相違の存すべきは勿論である。それ故にこの場合と雖も之を除外すべきではなく、この種の小賣業者は二重の免許制の下におかるべきものと思はれる。

第六に、手工的製品を自ら販賣する小賣業たとへば靴屋・洗濯屋・寫眞屋・洋服屋・豆腐屋の如きは、之を免許制から除外すべきか否か、蓋し是等は多少の程度に技術の修練を要するものであるから、之を自然に放任したとしても、過剩の弊害は一般小賣業における程には著しくないと考へられる。併しながら物資統制または物價統制の見地より、殊に業者の組織化の前提として免許制を考ふるならば、此の種の業者も決して除外を認めらるべきではない。一定の技能を有するものに之を免許し、更らに之を組織化することによつて、一方では國家の統制經濟に順應し、他方ではその特種の技能の向上を計るべきものであらう。

第七に、行商を免許制から除外すべきか否かは問題である。農山漁村における行商の中には、前述の零細商業として除外すべきものもあるが、都市またはその近郊における高級呉服の行商の如きは、必ずしも零細商業と認むべからざるものも少くない。この種の行商を自然に放任して、定住商のみに制限的な免許制を實施することゝもならば、恐らく此處に過剩な呉服商の殺到する結果を見るであらう。且つまた價格統制の徹底を計るためには

この種の行商または外商にも及ぶでなければ、所期の目的を達成することは不可能である。蓋し公定價格の違反の如きは、行商の形態において最も行はれ易いからである。

第八に、露店についても亦、都市における常設的または巡回的のものに對しては、之を除外すべき理由はない。之を自由に放任しては、必然の脱法を茲に求める危險があるからである。併しながら農村地方に臨時的に開かるゝ露店は、前述の零細商業として之を除外するも差支はないであらう。

第九に、新興商品の小賣業は之を除外すべきか否か、蓋し統制經濟に伴ふ弊害すなはち個人創意の抑制を緩和するためには、新興商品は自由にその小賣を許す方が有利であると考へられるからである。併しながら實際においては多くの新興商品は從來の類似商品と共に小賣せらるゝものであり、またその新興商品が社會的に有益なるものならば、簡單に之が小賣免許を許して差支ないわけであるから、之を特に除外すべき理由はない。

要するに、すでに之を一般小賣業に全般的に實施すると決定したる以上は、例外規定は出來うる限り之を狹くすべきであつて、已むを得ざる特別の場合に限り、之が除外例を設くべきであらう。

七　小賣免許の資格

小賣免許制における中心問題は、その免許の資格を如何に規定すべきかにある。之には二つの主義が考へられる。一は客觀的な必要主義、二は主觀的な能力主義これである。

第一に、必要主義に從へば、一定の場所に一定の小賣店を免許すべきか否かは、一にその場所におけるその小

賣店が、果して社會的・客觀的に必要であるか否かによつて決定せられる。この判定は相當に困難な問題であるが、兎も角その場所における購買力と既存の同種小賣店との關係から、客觀的に判定されるものであつて、その個人の資格または能力の如きは、この場合には主要な考慮に入らないわけである。かのドイツにおける小賣許可制は、最初は主としてこの必要主義によつたものであつたが、後に改定の結果は、次第に必要主義よりも能力主義を重んずることゝなり、今日では特別の場合を除いては、全く能力主義によつてゐる。たゞ百貨店の場合には今日でも尙ほ能力主義と共に必要主義を重んずることゝなつてゐる。[1]

第二に、能力主義に從へば、小賣商を營業せんとするその個人の能力如何によつて、免許すべきか否かを決定せんとするものである。勿論この場合にも單なる抽象的な資格能力ではなく、一定の場所に一定の小賣商を營業するといふ現實に卽しての能力ではあるが、併し兎も角その個人の主觀的な能力を主とする點において前述の必要主義と對蹠的である。

ドイツにおける小賣許可の標準は、前述の如く必要主義から次第に能力主義に轉向したのであるが、然らばドイツの能力主義においては、如何なる資格を考慮するか、個人的資格を二つに分つて、專門的知識と人格的信賴となし、前者を更に分つて(一)計算、(二)簿記及商業知識、(三)法律知識、(四)商品知識、(五)販賣知識の五となし、是等の專門知識を有するか否かは、出願者自ら之を擧證する義務を有するから、彼れは商工會議所に出願して受驗し、その證明書を獲得せねばならぬ。商工會議所の試驗には、當該業者の代表者一人を委員長とし、獨立營業者および古參從業員各一人を陪席委員とせる三人の試驗委員により、口述試問を受けることゝなつてゐる。試驗の

1) 內池廉吉・深見義一著『小賣商許可制の研究』56—62頁

程度は當該部門の商業使用人の平均知識の程度となつてゐる。また特定の學校卒業者または從業經歷者には、無試驗檢定の特典も認められてゐる。[2]

人格的信賴とは當該企業を合法的に經營しうるといふ信賴を意味し、國家の統制經濟に協力し、統制違反を防止するために必要な條件である。ドイツでは之によつてユダヤ人の小賣營業を抑制するといふ效果がある。この證明義務は出願者の側になく、その缺如は官廳側において之を證明する必要がある。

ドイツにおいては右の二つの意味における個人的資格を主たる標準とし、たゞ例外的の場合たとへば同業者が『非常なる過剩』を來たす場合と、百貨店の場合にのみ、必要主義による考慮を加ふることゝなつてゐる。

さて之を吾國の問題として考ふる場合、われ〳〵は必ずしもドイツの制度に模倣するを要せず、寧ろ必要主義と能力主義とを併用する二本建を採るべきではないか、必要か否かを判定する根據は、必ずしも明確ではないが併し既存の同種店舗に對する消費世帶の割合と、當該地域の購買力とを考慮すれば、業種別に或程度の判斷は全く不可能ではない。勿論この判斷は小賣の經營的立場によるよりも、寧ろ消費經濟または國民經濟の立場より見て、必要か否かを決定すべきものである。當業者またはその團體の意見を徵するとしても、必ずしもそれのみに據るべからざるは此の故である。

必要主義より見て、謂はゆる距離制限の問題は免許の標準となり得るかどうか、既存業者の立場よりすれば、新たなる同業者の出現することは、何としても好ましからざることに相違ない。併しながら多くの小賣業ことに商店街を構成する買出し品の如きは、同業者相接近して密集することによつて、却つて小賣機能を發揮し、商店

2) 前掲書　63—70頁

の繁榮を齎らし得るものである。書籍店または既製洋服店の如きは、その最も顯著な實例であつて、一つの商店街全體が同種小賣業をもつて構成せらるゝが如きことも珍らしくない。一定の距離を必要とするものは、生鮮食料品その他の日用品または最寄品に過ぎない。卽ち理論的には集居的なる小賣業と散居的なる小賣業との二つを區別しうべく、從つて距離制限の問題は、業種によつて個別的に考へねばならぬものではあるが、併し實際には寧ろ集居的なるものが大多數を占め、こゝに近世商業都市の成立する根據もあつたわけである。この意味において機械的なる距離制限の如きは、小賣免許制の法令上の問題とはなり得ず、たゞ前述の必要性を制定する場合の一つの考慮たるに過ぎないと考へる。

吾國では必要主義と並んで能力主義をも併用すべく、その能力主義はドイツにおけるが如く專門的知識と人格的信賴を考慮すべきこと勿論であるが、併し吾々は吾國における獨特の重要な資格として、小賣經營の經驗を重視したいと考へる。卽ち小賣從業員として眞面目なる三年・五年または七年の經驗を有することは、何よりも貴重にして重要な資格として、優先的に認められねばならぬものと思はれる。人によりては一定の學校卒業資格の如きを重視する者もあるが、吾々は此の場合は學校教育よりも寧ろ徒弟修練を重視する。商業學校の卒業資格よりも、寧ろ五ケ年の小賣從業員の經歷を重視したいと思ふ。こゝから次に述ぶる所の免許制と商業從業員との關係が問題となつて來る。

要するに吾國の小賣免許資格としては、第一に、小賣從業員としての經驗と、第二に、小賣經營者としての人格的信賴と、第三に小賣商業に必要なる專門的知識と、この三つを包含する個人的・主觀的資格と共に、社會的

客觀的に判定さるべき必要性を考慮すべきものであらうと考へる。

八　免許制と商業從業員の問題

商業從業員の缺乏は、いま吾國の商業が直面してゐる困難な問題である。ことに小賣商業において此の傾向は著しく、店員飢饉のために吾國の小賣商は結局は滅亡するのでないかとさへ言はれてゐる。今にしてこの問題を考慮せざる時は、將來わが國の商業上に由々しき問題を殘すことゝなるであらう。

店員飢饉は言ふまでもなく種々の原因より來るものであらう。殊に軍需工業または殷賑產業に向つて、都市または農村子弟の吸收されることも、その有力な原因の一つたるべく、また農村勞働力の不足のために、農村子弟の離村を困難ならしめることも一つの原因ではあらう。併し是等の原因は今日の戰時體制より來る一時的の原因に過ぎず、必ずしも永續的のものではない。然るに他方にまた、將來における獨立企業の困難といふ有力な原因は、永續的に商業從業員を減少せしめつゝある。小賣從業員はその形態において全く中世的の徒弟制度であるに拘らず、中世におけるが如き暖簾分けは今日では殆んど困難である。この矛盾が今日の時局に拍車づけられて、店員飢饉となつて現はれて來たものと思はれる。

ところで小賣免許制は、却つて此の店員飢饉をます〳〵甚だしくすると言ふ說がある。何故かと言ふに、たとひ商業從業員として長年の修練を積んだところで、更にその上に特別の免許を受けるでなければ、獨立の小賣業が許され得ないとすれば、それは甚だしく商業從業員の前途を阻むことゝなり、ます〳〵店員飢饉を招來するで

はないかといふにある。

併しながら、吾々は右の說とは全く逆に考へて、小賣免許制は却つて商業從業員の將來を保證する結果となり從つて店員飢饉を著しく緩和する效果を有するものと考へる。何故かと言ふに、前述の如く小賣免許の資格において、小賣從業員としての經驗を何よりも重要視して、學校卒業資格よりも資產の大小よりも、何よりも優先的に之を認めることゝすれば、商業從業員ことに眞面目に一定年限を勤めあげて成績優良なるものは、ほゞその將來の獨立を保證せられてゐるからである。尤も獨立企業の創設は、たゞこれ丈けを以つては足らず、この外に最も重要なる資金の問題がある。獨立のための資金の問題までも、小賣免許制は解決しうるものではない。從つて之は必ずしも將來の獨立にとつて十分な條件ではないが、併し少くとも必要な條件となるのであるから、それ丈け從業員にとつて有利となることは言ふまでもない。

然らば如何なる程度の修練をもつてその資格となすべきか、結局するところ修練の年限が問題となるわけであるが、之は業種・業態によつて著しく相違するであらう。或る業種にあつては、三ケ年の修練をもつて既に獨立するに足るだけの知識と技能とを修得するであらうし、他の業種にあつては、恐らく七ケ年の經驗をもつても、尚且つ獨立しうる丈けの知能を修得しえないかも知れない。併しそこには業種・業態によつて、ほゞ普通の素質をもつて如何なる年限を必要とするかの客觀的標準は存在するものと考へられる。之を最少限度として免許の資格とすることが出來る。

むろん此の制度によつても、今日のすべての商業從業員に向つて、そのすべての將來の獨立を保證することは

恐らく困難であらう。その多數の中には、他に轉向するものもあるべく、或は獨立し得ないものも生ずるであらう。併しながら從來の如き營業自由制の下において、何等の經驗もなく修練もなきものが、徒らに他の方面から殺到し來つては破產してゆく狀態に比すれば、少くとも是等の無謀な競爭者を抑へるだけでも、經驗者にとつて有利な結果を將來することは疑ひ得ないであらう。何れにせよ、將來の免許に對する優先的地位を認めることは彼等の前途に光明を與ふることゝなり、從業員の教育または訓練上に、極めて有效なる結果を齎らし得るであらうことは、容易に考へ得らるゝ所である。

九　小賣免許制の主體と客體

小賣免許制を實施する場合に、その免許の主體を何處におくべきか、何人が免許の許否を決定し且つ實施するかは、また重要な問題である。

一部の主張に從へば、免許の主體を民間業者の團體とすべきであると言ふ。この說にもまた二つがあつて、一は當該業者の團體たとへば商業組合または同業組合の如きを免許の主體として認めよといひ、他は一般的な民間團體たとへば商工會議所または商工會の如きを主體とすべしと言ふ。この說も全く根據のないものではない。蓋し小賣免許制の如きは、殊にその必要性を考慮するとすれば、業界の實情に卽して實施せねばならず、業界の實情は當該業者またはその團體において最もよく知悉されてゐるからである。

併しながら他方にはまた、民間團體ことに當業者の團體では、その業界の利害關係に捉はれ易いから、許否に

關する正當なる判斷をなすことは容易でない。たとひ善良なる意圖をもつて判斷を加へたとしても、局部的の事情に捉はれ易く、廣く一般の消費經濟または國民經濟上の見地よりする判斷は困難である。又たとひ正當なる判斷によつて假りに新規開業を許さないと判定したとしても、自己の利害に捉はれたる判定なるかの如く誤解さるゝ危險がある。

それ故に吾々は免許の主體を民間團體とする說には贊成し難い。必然にそれは行政官廳でなければならない。ドイツの如きも個人資格の試驗は、前述の如く商工會議所内の試驗委員によつて行はれてはゐるが、併し許可の主體は行政官廳となつてゐる。そこで吾國でも行政官廳といふ點は殆んど問題はないとしても、然らば何れの行政官廳とすべきか、大規模の問屋・卸商または貿易商人をも含む商業一般の免許制ならば、恐らく商工大臣の免許を必要とするものもあるであらう。併し問題を小賣免許制に限るならば、恐らく地方長官の免許をもつて足りるであらう。

併しながら免許の主體を行政官廳となることは、必ずとも官僚獨善を意味するものではない。免許の許否を決定するに當つては、むろん民間團體または當業者團體の意見を徵し、資料を提出せしめて、之をよく參考することにより、獨斷に陷ることを防ぐべきは言ふまでもない。前述の試驗委員の構成において、また後述の評價委員の構成において、十分に官民協力の機會を與へねばならぬことは言ふまでもない。

次に免許の客體すなはち誰が免許されるかは、言ふまでもなく當該個人である。併しながら例へば教員免許狀の如く、たゞ單純に當該個人の小賣營業資格を抽象的に免許するものではなくして、一定の地域において一定の

小賣營業をなすべきことの免許である。具體的には何町何番地において何商を營みうるといふ免許であるから、その個人の身上に附帶してその個人と共に移動する資格ではない。他の個所に商店を移動せしむる場合には、更らに移轉の免許を受けねばならぬ。

併し他方にはまた、前述の如く當該個人の經驗的修練と專門的知識と人格的信賴とを審査して免許されるのであるから、それはその個人を離れては存在し得ない。從つて此の免許の賣買讓渡の如きは認めらるべきではない。この點に關聯して二三の問題が生ずる。一は營業免許の相續權を認むるか否か、二は現存の小賣業者を如何に取扱ふか、三は免許制に伴ふ特權料を如何にするかの問題これである。

第一に、免許を得て營業せる小賣店主が死亡せる場合に、その免許の相續權を認むべきか否かは、實際問題として相當に重要である。前述の如く小賣免許は必要性と同時にその個人の資格において免許されたものであるから、理論的にはその個人の死亡によつて消滅するものと解せざるを得ない。後繼者の個人的資格の如何に拘らず之をそのまゝに繼承せしめては、免許制の意義は全く沒却せられるからである。それ故に後繼者は改めて小賣免許を出願せねばならぬ。この場合に當該後繼者が全く前述の個人的資格を有せざるならば、勿論それは免許さるべきではない。併し幸にその個人的資格を有するならば、他の何人よりも優先的に免許を與へられることゝすればよい。從つて小賣店の子弟が眞面目に家業を修練しておきさへすれば、事實上は殆ど相續權と同樣に、之が免許を許されることゝなる。かゝる制度は小賣店主の子弟教育上より見るも、社會風教上より見るも必要であらうと思ふ。後繼者が未青年者にして、事實上の後繼を不可能とする場合には、未亡人その他の營業代理人をおき、

その代理人について前述の個人的資格を審査することゝせねばならない。

第二に、免許制實施の當初において、在來の營業者を如何にすべきか、一說に從へば、在來の小賣業者の中にも、不適格者は多數にある筈であるから、新たな免許制によつて之を淘汰し、小賣業の整理を斷行せねばならぬと言ふ。なるほど理論的には根據のある主張ではあるが、併し實際問題としては種々の困難がある。われ〳〵の考へでは、在來の業者はすべて一應は既得權者として之を認め、今後において新たに開業・移轉・擴張・讓受をなさんとする場合にのみ、新制度を適用するを以つて適當と考へる。併しながらこの制度の實施と共に、在來の小賣商も一應は形式的に免許を受ける手續を採る必要がある。この手續によつて各自の小賣營業について、その位置・業種・規模その他に關する必要なる官廳側の臺帳が作製される。これがなければ將來の擴張・移轉を免許制とすることは出來ないからである。在來の業者を既得權者として總て免許したところで、その中の不適格者は結局は自然淘汰によつて落伍し、新規の入來者は免許制によつて適格者のみとなるなら、免許制の效果は決して沒却されるわけではない。

第三に、在來の既得權者にせよ、新たな免許權者にせよ、小賣免許制は兎もかく國家によつて小賣商業を營み得る特典を附與されたのであるから、この特典に一種の價値を生じて、特權料の發生を見ることはないか、むろん前述の如く之を自由賣買の對象とすることは禁止されねばならないが、併し例へば老舗の讓受營業を免許されたる者と、前經營者との間に、特權料の授受が行はれないとは限らない。殊にこの場合には、その店舗に對する投資讓受の行はれるのが普通であるから、この評價の中に特權料もまた見込まれる可能性が強い。理論的にはこ

の問題は極めて明白であつて、國家の免許によつて與へられた特權が、價値を以つて賣買されるが如きは、むろん許さるべきことではない。之を嚴格に禁止せねばならぬことは勿論であるが、さて實際的には老舗料または投資評價と如何に區別しうるか、結局は評價委員の如き制度を設けて、特權の賣買を禁止せねばならぬであらう

一〇　結　論

要するに、自由經濟から統制經濟への轉換に當つては、營業免許制は晩かれ早かれ實施されねばならぬ制度である。ことに吾國の如く戰時統制經濟から戰後統制經濟に向つて、ます〳〵之を強化擴充せねばならぬ場合には最も一般的な營業免許制に向つて進まねばならぬが、併し先驅の一つとして、自由營業の弊害の最も顯著に現はれてゐる小賣業に對して、まづ第一着にその免許制を實施すべきことは、今日では殆んど多くの論議を要せざる程に明白なことである。

小賣免許制の實施によつて、第一に、その個人の無智と無謀のために朝に開業して夕に廢業するが如き無辜の個人的誤謬を救濟し指導しうるのみならず、第二に、それによつて烏合の混亂狀態にある小賣業界全體に對して秩序と安定とを保證することゝなり、第三に、國家の統制經濟に順應して、小賣商業の社會的機能を統制的に發揮せしめ、最後に、小賣統制策を故障なく遂行せしむるための强固な當業者の組織化を計る前提條件として、何れの點より見るも、今日は正に之を實現せしむべき段階に到來してゐると思はれる。（一四・七・二〇）